

はじめに（未完成）

船橋市保育のあり方検討委員会では、乳幼児と子育て家庭の支援にかかわる市内の実践者や専門家が一堂に会して、保育のあり方に関する議論を集中して行いました。このような機会は船橋市では今までになく、こうした機会が重要であること、今後こうした情報交換、状況の分析、保育のあり方の議論が必要であることがたびたび語られました。そして、議論の場は市民や関係者の皆さんに広く公開し、そうした中でも委員の皆さんが議論しやすい環境をつくる工夫もしました。委員の皆さんには、緊張した雰囲気ではありましたが、積極的に意見を発言していただけたことに心から感謝します。

保育のあり方については、立場によって意見が異なります。とりわけ、認可保育所に入園できている人とできていない人、認可保育所を利用しないで幼稚園やその他の施設を利用していく人たちとではその立場は大きく異なります。けれども、保育所は児童福祉施設であり、実態として支援をしなければならない子どもや家庭が急増している現状では、市の行政責任としてその役割を果たさねばなりません。

このように、現状認識や課題の抽出において、それぞれの立場の違いが明らかとなり、議論が十分に深められなかった部分があります。そのため、一次報告書ではこれまでの議論を無理に集約することをせず、論点の記述にとどめました。

特に、幼稚園、認可外保育施設については議論ができておらず、それらの施設から参加した委員が議論の場で違和感を抱いたという気持ちにも応えるため、今後は、幼稚園や認可外保育施設を利用する子ども達への支援を含めた議論が必要です。

委員会での議論を契機とし、公立保育所、私立保育所、幼稚園、認可外保育施設それぞれの施設の実情、特性、制度的背景、課題について相互理解と交流を深め、さらに役割分担や連携について、乳幼児と子育て家庭全体を視野に入れての検討をすべきと考えます。

また、公立保育所と私立保育所は、国の制度の法律による枠組みや実施基準は同じであり、どちらの質が高いという議論はできないし、すべきでもありません。お互いに、**限られた情報を基に批判するのではなく、**偏見をなくし、船橋市の保育をよりよいものにするために、お互いの力が発揮できる点を生かし、力を合わせていく必要があります。その前提で公立保育所の役割、私立保育所の役割を議論しました。

公立保育所の民営化については、有識者委員からは、**民営化によって生まれる財源・人材を有効活用することで、**新しい保育サービス、新しい保育卒などができるという価値を重視する観点から公立保育所の民営化を進める必要があるという意見が出され、それに対して、**他の委員の一部からは民営化による子どもへの影響を懸念する**という点で民営化反対の意見がありました。

いずれにしても、船橋市ではこれまでに経験したことがないことであり、議論は他の自治体の事例からの想像による推論となってしまうこと、本委員会は市への考え方を提案する役割があり、決を採るという権限を持つものではないことから、この論点については、協議の大方の方向を報告すると同時に、賛否意見の特徴的なものを記すことにしました。

また、民営化の移行期における様々な配慮は不可欠ですが、民営化に反対する立場からは、民営化ありきの「配慮」について記載すべきではないという意見が出されました。しかし、民営化については行政が最終判断をすることであり、他の自治体で行われた、十分な配慮がなされない民営化の事例を参考にすることで、判断がゆがむ恐れがあることから、会としては十分な配慮の必要性に言及しておきます。

本報告書では、最初に、船橋市の子育ち・子育て環境の変化を踏まえた、これからの保育のあり方について、市から検討を求められた3つの論点につき報告します。

次に、検討に当たり、委員として参加されている子育て支援関係者や保護者の相互理解を深め、議論を進めやすくするために、まず、委員全員からの報告を受ける中から、船橋市の保育の現状や課題を明らかにしました。それを基に、3つの論点を意識しながらも、これからの保育のあり方を実現するのに必要と思われる5つの視点から議論を行いました。それを提言としてまとめています。

委員の皆さんは、隔週半日という過密なスケジュールであったにもかかわらず、本務を調整して熱心に参加され、意見交換をしてくださいました。

この報告書を参考にして、市として、すべての子ども達の育ちを見守り、支えるために、提言を見据えた施策の決断と、それに基づいた展開を望みます。

平成22年8月 日

船橋市保育のあり方検討委員会

会長 森 田 明 美（東洋大学社会学部教授）

船橋市保育のあり方検討委員会一次報告書

I 市より検討を求められた論点について

1. 公立保育所、私立保育所の役割

保育のあり方検討委員会では、市内の乳幼児期の保育や教育、子育て支援に関わる実践者の代表や専門家が一堂に会して、保育のあり方に関する議論を行い、支援の現状や課題の認識、抽出においてそれぞれの立場の違いが明らかになった。そのような中で公・私立保育所の役割について議論を始めた。

公立保育所と私立保育所は、国の制度や法律による枠組みや実施基準が同じであり、どちらの質が高いという議論はできないし、すべきでもない。保育所はその運営主体にかかわらず、子ども達の健全な心身の発達を図る児童福祉施設として、保育所保育指針に基づき、その役割を十分に果たすことが求められる。

船橋市においては、これまで公立保育所と私立保育所がともに、認可保育所の役割を担ってきた経緯があり、これからも、地域の子どもや子育て家庭が求める保育サービスの提供に、一体となって取り組んでいく必要がある。

だが、公立と私立は運営主体が異なっており、それが保育を行う際の特徴につながっている。市内に保育所の利用を希望するが入所できない待機児童や、児童福祉の観点から多くの課題を抱える子どもと子育て家庭が増えている現状では、そうした特徴を生かした保育所の役割分担と協働を考えることが重要である。

公立保育所は、公的機関とのネットワークを持つという「公」の特性を発揮させ、例えばそのいくつかを地域の拠点として配置し、対応が困難な子どもや家庭への直接支援、又は地域の様々な保育機関が行う支援に対して援助するといった役割を担うことが求められる。

私立保育所は、地域に根ざしてそれぞれの理念に基づいて特色ある保育を実践し、また、保護者のニーズに対応する休日保育や一時保育に取り組んできている。今後も公立保育所と連携しながら、市の保育課題を実現するために、地域の子どもや子育て家庭が必要とする認可保育所の役割を柔軟にかつ機敏に担っていくとともに、とりわけ一時保育（預かり）の拡充が望まれる。

なお、今後は公・私立保育所だけではなく、多様な保育サービスの一翼を担う認可外保育施設や幼稚園等を含めて、施設間の相互理解と交流を活発に行い、保育の質の担保に努めるとともに、地域の子ども達や家庭を支えていく必要がある。

2. 保育の質の向上

保育は子どもの健やかな成長発達と保護者の生活の双方の支援を実現するものであることを考えると、保育の質の多面的な検討が求められる。とりわけ保育は保育の環境として、園舎等のハードの設備も重要であるが、直接保育にかかわる保育士や子どもの集団なども大きく影響する。

そうした意味で、保育の質の向上のためには、保育士等の専門性の確保といった人的な環境整備と、建物などの環境整備が必要である。認可保育所ではいずれも国の最低基準を順守して

いるものの、入所定員の円滑化により保育所定員の最大 125 パーセントまでの入所受入れを行っており、保育内容においても施設面においても余裕がない。また、市の財政状況が厳しい中、公立保育所では、責任体制を考えたときに保育士の正規職員比率の低下をどこまで許容できるのかといった指摘や、耐震強度の不足による建替えなどの課題があり、人材や予算の有効的な活用や質を担保する方法を考える必要がある。

そのためには、例えば市内の保育の環境整備と実践のためのガイドラインづくりや、それを実現するための研修や指導支援の整備といった保育の質の担保のための方策と、事業の質的評価が必要である。そうしたことを実現するためには、地域の保育所、幼稚園や認可外保育施設等の保育者が行政を含めて連携し、研修や情報交換などを行うことが望まれる。

3. 公立保育所の民営化

保育所入所希望者の量的な拡大とサービス内容の拡充は、都市部の多くの自治体の課題である。また、保育所の整備や運営に対する国の補助制度が運営主体により異なる形に変更され、公務員定数の削減が進む中で、いくつかの自治体が財政の効率化や職員削減策の一つとして、公立保育所の運営主体を市から社会福祉法人などに変更する民営化を進めてきた。

これまで、船橋市は公立保育所と私立保育所で保育行政を担うという方法で進め、民営化という形で、従来市が運営してきた保育所の運営者を切り替え、法人の運営による保育所とすることはしてこなかった。

市では、これまで保育需要の増大や保育サービスの多様化などに対応するため、必要な予算の獲得に努めており、保育に要する経費は、平成 22 年度当初予算で年間 110 億円の規模となった。しかしながら保育需要は予測を超えた伸びをみせており、待機児童は平成 22 年 7 月現在で 666 人と依然増加を続けている。しかもその対象は 0～2 歳児が 8 割強を占める。在宅で子育てをしている家庭において、母親の早期からの就労への復帰のみならず、育児不安の高まりや、子育てで緊張が強まる中で、子どもと少しは離れたいという気持ちを持つ母親が増えてきていることが指摘されている。また、障害児や発達支援児のいる家庭においても就労のための保育が必要となることが増えている。

保育行政においては、最重要課題である待機児童対策のほかにも、地域における子育て支援及び要保護・要支援の子どもや子育て家庭への支援など、保育の量は急増し、また、求められる保育サービスの種類は多様化している。

市として取り組むべきこうした課題に的確に対応していくためには、国の補助制度を有効に活用しつつ、限りある人材・予算を効率的に配分する必要がある。そのため、船橋市では、市の財源中心で運営してきた公立保育所を、国費の投入が可能となる法人の運営に移行する、すなわち民営化という方策を議論することは避けて通ることはできないという認識から、協議を行った。

有識者委員の意見は、民営化によって生まれる財源・人材を有効活用することで、新しい保育サービス、新しい保育卒などができるという価値を重視する観点から公立保育所の民営化を進める必要があるというものであり、それに対して、他の委員の一部からは民営化による子どもへの影響を懸念するという点で民営化反対の意見が出された。

だが、公立保育所の民営化は、船橋市ではこれまでに経験したことがないことであり、議論は他の自治体の事例からの想像による推論となってしまうことから、結論を出すということまではできなかった。

なお、仮に民営化するのであれば、利用者の理解を得るためにも、民営化の移行期の児童への配慮及び移行後の事業の質的評価のシステムづくりが不可欠である。特に、民営化の移行期は、司法の場での事例を含め、先行自治体の課題や配慮点を確認し、丁寧に対応することが求められる。

公立保育所の民営化について、具体的に進めるべきであるという意見、反対する意見をまとめると以下のようなになる。

◇ 賛成意見

- ・公立保育所は私立保育所より格段にコストがかかっている。保育所の待機児童対策、地域における子育て支援及び要保護・要支援の子どもや子育て家庭への支援に対して、限られた予算の中で重点的、効率的に対応するために、公立保育所を一部民営化すべきである。
- ・就学前児童のうち8割近くを占める保育所に入所していない子ども達に対しても、市の限られた人材・予算を振り向けるべきである。
- ・耐震整備や老朽化による建替えを公設で行うと全額市負担であるが、民設で行うと国の補助が得られる。
- ・公立保育所の正規職員比率は低下している。公立保育所の民営化により正規職員を再配置することで、責任を持った保育体制の維持を図ることも検討すべきである。
- ・発達支援保育が主に公立保育所で行われているという現状はあるが、私立保育所に対する補助制度を検討するなどにより、私立保育所でも実施は十分可能ではないか。
- ・民営化について、子どもへの影響があると決めつけることはできないし、司法の場や先行自治体の事例等を参考にして十分に配慮することにより、影響を抑え、保育の質を担保することができる。

◇ 反対意見

- ・民営化により財政効果が出るのかどうか、検証が必要である。
- ・財政効果のためだけに、子どもへの影響が懸念される民営化を行うことに疑問がある。
- ・公立保育所が主に担っている発達支援保育の実施施設を減らさないため、公立保育所を減らすべきではない。
- ・民営化は、移行期において継続性が断ち切られるので、保育の質が担保できないのではないか。
- ・保育所利用者には、入園してから卒園まで、同じ保育所で保育を受けるという期待があるため、それを強制的に中断することは、行政訴訟の対象になる。
- ・民営化をしなくても、定年退職等により職員が入れ替われば人件費が抑制されるし、また、民営化により公立保育所の正規職員比率が上がることで、運営経費の面で公私間格差が広がるのではないか。

II 保育のあり方に関する提言

委員会で市から検討を求められた3つの論点について議論を深める前提として、子ども達の置かれた現状と課題を明らかにした上で、保育所の待機児童対策をはじめとする5つの視点から議論を行ったので、その結果を提言することにした。

「保育」というと、保育所入所児童だけに目が向きがちであるが、実は、就学前児童の半数近くが保育所以外の場所で育っている。そして、特に保育所にも幼稚園にも通っていない家庭で、育児の疲れや不安が高まっているとの指摘もある。市は保育所に入所していない子どもやその家庭にも、もっと目を向けるべきであり、それが行政の責任であるとも言える。市としてすべての子ども達の育ちや家庭を見守り、支えるために、提言を見据えた施策の展開を望む。市の財政状況が厳しい中で施策を展開するため、公立保育所の民営化にかかる意見も参考にし、限られた予算、限られた人材をどのように配分するか、検討していただきたい。

1. 保育所に入所を希望しているが入所できない待機児童への効率的な対応

◇ 提言 ◇

- < 1 > 保育所待機児童への効率的な対応
- < 2 > 一時保育制度の見直し
- < 3 > 家庭での子育ての支援

< 1 > 保育所待機児童への効率的な対応

待機児童への対応は、保育行政における市の責任であるが、保育所定員増を図っていても、待機児童数は増加傾向にある。特に0～2歳児の待機児童が多く、育児休業を取れる職場に勤務する人の中で、育児休業からの職場復帰の前倒しや、0歳で育児休業を1回延期して1歳で認可外保育施設に入れて復帰するということが起きている。また、待機児童が多い中、求職による保育所入所が難しくなっている。今後も、こうした分析結果を踏まえ、認可保育所の定員増を図るとともに、認可外保育施設や幼稚園をはじめとするその他の施設なども視野に入れた、さらなる対応について検討する。

○委員意見

- ・市は、保育所入所希望者全員を保育する責任があり、待機児童がいる状況では、責任を果たしたと言えない。
- ・財源に限りがあるため、金銭給付とサービス給付のバランスを図りながら、保育所の質と量を確保しなければならない。そのためには、公立保育所の民営化も選択肢の一つである。
- ・認可保育所の新設にあたり、設置数の公私比率を変えないように、公立保育所も新設する。
(反対) 現状では、公立保育所という箱モノを増やすことに市民の了解が得られない。
- ・保育所の0～2歳児枠の拡大のため、乳児保育所設置や年齢別定員構成の見直しを検討する。
(意見) 3歳以降の行き場を考える必要がある。
(関連) 鉄道沿線の幼稚園では、待機児童が出ている。
- ・幼稚園の預かり保育の充実により、待機児童の一部は解消するのではないか。

- ・幼稚園の預かり保育は、特に長期休暇中、幼稚園経営者にとって人件費の負担が重いので、費用のあり方を検討してほしい。
- ・認可外保育施設が待機児童の受け皿としても機能しているので、通園児補助の拡大や施設への補助を検討したらどうか。
- ・保育所の0～2歳児の拡大を公立で担うのは財政状況からは難しく、質が十分保たれるのであれば、民営化という方向性を考えていくべきである。
- ・保育の質の低下につながるのであれば、保育所運営コストの節約によって保育の量を確保するのは、認めがたい。

< 2 > 一時保育制度の見直し

育児休業制度、短時間勤務制度等を活用した働き方や求職活動での利用がしやすいように、一時保育実施施設を増やすとともに、利用日数の拡大、求職利用枠の設置など、制度の見直しを図る。

○委員意見

- ・一時保育の事業評価を行い、利用しやすさを点検する必要がある。

< 3 > 家庭での子育ての支援

地域社会とのかかわりの希薄化、家族状況の複雑化、父親の長時間労働などにより、孤独な子育てを強いられ、育児不安が生じている母親が多く見受けられる。その中には、子どもを自分の手で育てたいとは思っているが、**ときには子どもと離れたいという気持ちから就労し、保育所入所を望む人もいる。**保育所の地域の子育て支援策を推進するとともに、一時保育の充実などにより「家庭での子育て」を支援することが必要である。

○委員意見

- ・子どもから離れたいから保育所入所を希望するというニーズもあるので、待機児童対策として保育所の地域の子育て支援策も考える。
- ・**1 中学校区に1か所の一時保育を望む。**

< その他の委員意見 >

- ・多様な働き方と今の保育制度が合わなくなってきており、ワーク・ライフ・バランスが実現できていないため、様々な利用形態で保育の枠をシェアする方法を考えられないか。
 (反対) 保育所は毎日通園することで小学校までの基礎を培う発達保障をする場である。
 (上記に反対) 毎日通園を原則としなくても子どもの成長発達を保障することはできる。

2. 地域で暮らす乳幼児期の子どもと家族（特に3歳未満児親子）への支援のあり方

◇ 提言 ◇

- < 1 > 保育所の機能強化
- < 2 > 子育て支援ネットワークの構築
- < 3 > 身近な相談体制の整備

< 1 > 保育所の機能強化

家庭環境等の変化等により、未就園児の母親は子どもの育ちに不安を感じがちであるため、保育所の園庭開放、地域交流の充実を図り、保育所を身近な育児相談の場として機能させる。また、少しの時間でも子どもと離れたいという気持ちに対応し、一時保育を使いやすくして各地域で実施する。

○委員意見

- ・保育所の一時保育や園庭開放の場などを、身近な育児相談の場として利用する。

< 2 > 子育て支援ネットワークの構築

子育て支援センターや児童ホーム、保育所の地域交流は、在宅の乳幼児と親が利用し、地域の親子が集う場となっているが、子育て支援施設の機能、施設やその立地条件が必ずしも親のニーズに対応しきれているとは限らず、地域によっては未就園児へのサポートが十分とは言えない。子育て支援施設を有機的に連携させ、役割を調整することが必要である。

○委員意見

- ・各子育て支援施設が有機的に連携し、地域とネットワークを組むことで、きめ細やかな支援ができる。
- ・相談事業や健康診査に来られない家庭と支援をつなぐ、コーディネーターが必要である。

< 3 > 身近な相談体制の整備

総合相談窓口といったワンストップの相談はわかりやすいが、その窓口の存在を認識できなかったり、そこにたどり着けない人もいるため、身近な相談・支援体制が求められる。

○委員意見

- ・子育て支援センター、児童ホームや保育所等の子育て支援施設を利用していない子育て中の家庭の中には、問題を抱えており支援が必要な家庭がある。
- ・子育て支援施設を利用している家庭で、問題を抱えつつもそれを意識していない家庭もあるため、職員が問題発見の力を持つことが必要である。

< その他の委員意見 >

- ・育児相談に加えて、子どもの自由な遊びや育ちを支援する場所がほしい。
- ・子育て支援センター改修時には、子育てコーディネーターが常駐できる子育て支援室を設置してほしい。

3. 保護を必要としている子どもと子育て家庭への地域支援体制

◇ 提言 ◇

- < 1 > 要保護・要支援児童や家庭の支援の充実
- < 2 > 障害児・発達支援児支援の充実
- < 3 > 児童虐待対策の強化

< 1 > 要保護・要支援児童や家庭の支援の充実

生活保護世帯、児童虐待家庭、障害児、ひとり親、外国人など、保護や支援を必要とする子どもや家庭に対して様々な支援がなされているが、生活の中での具体的な支援は、保育所をはじめとする地域の子育て支援施設が機能しないと難しい。既に保育所では保護や支援の必要な多くの子どもを受け入れ、職員は親の悩みを受け止め、見守りや、ときには支援をしている。既存の子育て支援施設と人材、積み重ねられた経験を有効活用し、地域における要保護・要支援状態からの回復と予防のための仕組みを検討する。

○委員意見

- ・要保護・要支援児童や家庭の支援では、各機関が連携し、段階を分けて、初期相談・発見、コーディネート、その後の専門的ケアのシステムを考えるべきであり、発見や初期ケアには民生委員等の地域や保健師の力を借りる。
- ・各子育て支援施設が連携し、地域とネットワークを組むことで、子どもにしっかり目が届き、早期発見や予防を行うことができる。
- ・訪問により在宅子育て家庭の子どもの育ちを見守り、支援するシステムをつくれぬか。
- ・保育所に子どもや家庭への専門的支援を行う子育てコーディネーターを置けぬか。
- ・保育所保育士は、子どもの保育だけではなく、親や家庭の支援を行う必要もある。
- ・一時保育制度の再検討により、救済や支援の仕組みがつけぬか。

< 2 > 障害児・発達支援児支援の充実

障害児を持つ家庭には、療育施設での療育のほか、療育施設への単独通園、リフレッシュのための一時保育、就労のための保育所入所等のニーズがある。そのため、保育所の障害児受け入れ枠の拡大と内容の充実などを検討する必要がある。

○委員意見

- ・保育所での発達支援児の受け入れには人件費がかかるため、私立保育所や幼稚園では難しい面があるが、私立保育所でも、人件費や職員配置を公立同様とすることで、発達支援保育ができる。
- ・母子分離したくて、保育所に入れるために求職する人もいる。
- ・発達支援児を施設に入れるだけではなく、0～3歳では保育士や保健師などによる訪問支援をし、それから受け入れ先を選ぶという機能があってもいいのではないか。

< 3 > 児童虐待対策の強化

子育て支援施設は、児童虐待の早期発見の場として重要である。そのため、保育所をはじめとする子育て支援施設職員を対象に、**児童虐待早期発見の技術向上のための研修を行うべきである。**また、**虐待に対する地域での見守りや支援の体制が必要である。**

○委員意見

- ・家庭児童相談室相談員が訪問して、1対1でかかわるだけでは、虐待傾向の程度の把握が十分にできないし、経過が長くなる。
- ・子育て不安や虐待をするのではないかというおそれを感じている親を対象に、児童虐待の発生予防、発見、対応・リハビリ、次世代の発生予防の機能を持つ「親支援グループミーティング」を導入できないか。

< その他の委員意見 >

- ・ひとり親や外国籍の家庭の中でも、特に未就園児の家庭が孤立しているため、交流会があるといい。

4. 保育施設など子育て支援施設の役割分担と連携

◇ 提言 ◇

- < 1 > 子育て支援施設などの適切な役割分担
- < 2 > 子育て支援施設などの連携の強化
- < 3 > 保育施設の交流の促進

< 1 > 子育て支援施設などの適切な役割分担

多様な子育て支援ニーズに対応し、地域で子どもと家庭を支えるためには、公・私立保育所、幼稚園、児童ホーム、子育て支援センターなど関係機関が適切に役割分担しなければならない。特に、公立保育所及び私立保育所は、それぞれの特性を活かして充実を図ることが望まれる。

公立保育所は、家族的な課題を抱え支援を必要とする子どもと家庭の情報を共有し、地域での有効な支援を多様な行政機関との連携の中で行うことや、そうした支援を地域の民間施設、NPOや市民など、様々な子育て支援施設や人々のネットワークによって展開させるために、その地域での支援の拠点の役割を果たすことが求められる。

○委員意見

- ・民間にできることは民間で、民間でできないことをやるのが国及び地方公共団体である。
- ・公立保育所は、関係機関のパイプ役、地域の子育て支援の核として包括的な役割を担えないか。
- ・公立保育所を地域の子育て支援センターと位置付け、研修や情報交換などを行えないか。
- ・公立保育所の地域交流の場を利用して、社会に適応することが困難な面を持つ子どもと親のための教室を行えないか。
- ・公立保育所では、発達支援保育の充実を図るべきではないか。

- ・公立保育所が子育ての拠点としての機能を持ったり、発達支援保育の充実を図るためには、新しい課題を担う保育士をどう確保していくかを考えなければならない。
- ・保育所での発達支援児の受け入れには人件費がかかるため、私立保育所では難しい面があるが、私立保育所でも、人件費や職員配置を公立同様とすることで、発達支援保育ができるところがある。
- ・公立保育所で緊急的な一時保育を担えないか。
- ・私立保育所を新設するときには、地域のバランスを考えて一時保育を行えないか。
- ・児童ホームの0～2歳児対象事業において、母親が気軽に相談できるように専門職を関与させるべきではないか。
- ・ファミリー・サポート・センター（一時的な預かり援助）で、病児保育やショートステイを行う可能性もあるのではないか。

< 2 > 子育て支援施設などの連携の強化

地域には様々な子育て支援施設があるが、施設の事業が重複するなど、連携が不十分な例がある。一方、職員が他の施設の情報を把握することで、必要な人に必要な情報が届くという例もある。

地域の子育て支援関係者が船橋の子育てについて話し、情報交換、問題共有できる機会をつくることで、地域に合った支援体制を整える。また、施設により専門性が異なるが、その専門性をうまく連携させることで、さらに市民のニーズに応えることが期待できる。

○委員意見

- ・家庭に合ったソフトを提供できるように、すべての機関の職員が、子育て支援に関する情報を共通に認知し、それをコーディネートすることが必要である。
- ・子育て支援にかかわる各課が情報を共有するために連携する。
- ・保育所の専門職が児童ホーム、公民館等に出向いて育児講座等を行うこともできるのではないか。
- ・公立保育所の資源、情報やマンパワーを地域で共有できないか。
- ・例えば、保育所を利用していなくて、1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査を受けていないような子ども達に対し、保健部門と福祉部門が連携してかかわることが必要なのではないか。

< 3 > 保育施設の交流の促進

船橋市全体の保育を考えるのであれば、保育所だけではなく幼稚園、認可外保育施設などが一堂に会し、交流することも必要である。各施設の経験や実績を共有し、研修や情報交換することで、船橋市全体の保育の質の向上を図ることが望ましい。

○委員意見

- ・公立保育所を地域の子育て支援センターとして位置付けるのであれば、そこに地域の保育者が集まって研修や情報交換などをできないか。
- ・幼稚園、保育所の交流又は幼稚園、小学校、保育所の連携が必要である。

5. 既設保育所の耐震対策、保育の環境整備と質の担保

◇ 提言 ◇

- < 1 > 公立保育所の耐震対策
- < 2 > 保育の環境整備
- < 3 > 保育の質の担保

< 1 > 公立保育所の耐震対策

公立保育所の耐震対策は大きな課題で、保育サービスを低下させないでこれを行うのは財政的にも大きな負担を伴う。計画的かつ確実に行う必要がある、民設で建て替えることで国の補助が得られる現状を踏まえ、十分に検討すべきである。

○委員意見

- ・建替えを民設で行えば国の補助が得られるので、そのメリットを活かすのが市民のためでもある。
(反対)
 - ・公立保育所を民営化して耐震化をしなければならないほど財政がひっ迫しているのか。
 - ・発達支援児を多く受け入れている公立保育所の耐震建替えは、公設公営で行うべきではないか。
- ・公立保育所の耐震建替え時には、一時保育室の併設が望ましい。
- ・子育て支援センター改修時には、子育てコーディネーターが常駐できる子育て支援室を設置してほしい。

< 2 > 保育の環境整備

私立保育所と公立保育所では、人件費や職員配置等に差があり、それが、例えば私立保育所で発達支援保育が十分にできないことにもつながっている。発達支援保育に要する費用など、私立保育所の補助制度のあり方を検討する必要がある。

○委員意見

- ・国の最低基準に栄養士の配置がないので、私立保育所では栄養士配置の財源の裏付けがない。
- ・私立保育所への補助金の充実により、公私間格差を是正すべきではないか。
- ・私立保育所では、看護師の配置に対する補助が限定的なので、公立同様に正規雇用の財源が確保できるとよい。
- ・認可外保育施設への補助制度の整備を検討すべきである。

< 3 > 保育の質の担保

Iの「2. 保育の質の向上」でも触れたように、保育所入所定員の円滑化（最大125パーセントまでの入所）や、公立保育所においては保育士の正規職員比率の低下により、保育の質が担保できるのかという指摘がある。

そのような現状の中で保育の質を担保するためには、例えば保育のガイドラインなどの方策と、事業の質的評価が必要である。また、地域の保育の連携が望まれる。

○委員意見

- ・ 保育の質と保育のサービスの種類は同義ではないので分けて考えるべきである。
- ・ 行政、保護者、保育者等すべての人が少しずつ持ち出して、質の良い保育を維持してほしい。
- ・ 公立保育所での完全給食、栄養士・看護師の全保育所配置、加配保育士の制度の維持が望まれる。
- ・ 保育士の仕事はコミュニケーションを媒体とした発達の保障であり、また、発達を促す遊びの工夫などには、継続性と保育士としての経験年数が重要と考える。
- ・ 公立保育所は正規職員割合が低下し、臨時職員がクラスに入っているが、質の高いサービスを提供できているのか、また、責任体制を考えたときに許容できるのか。
（反対）臨時職員が増えているが、研修や公開保育の実施により質は低下していない。
（関連）公立保育所では正規職員と臨時職員の職務に違いがあるので、正規職員が少ないことによる負担感は確かにある。
- ・ 子どもの発達を促すためには、先を見通す保育が必要なため保育士の経験年数が重要であり、責任ある保育体制を維持するためには、正規職員の比率を高める必要があるのではないか。
- ・ 保育所の役割が広がるのであれば、保育士の専門性を向上させるとともに、そうした人材を確保していく策を検討する必要がある。
- ・ 保育所、幼稚園、認可外保育施設を含めて、病気、アレルギー又は障害を持つ子どもに対応できるような保育の質が求められる。